



下呂市の執務時間等を定める規則をここに公布する。

令和8年9月25日

下呂市長 山 内



令和8年下呂市規則第66号

下呂市の執務時間等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市の執務時間（市職員が、実際に職務を遂行している時間をいう。以下同じ。）及び窓口受付時間（市職員が、来庁者に対して行う証明書発行等の業務を、窓口で受付する時間をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(執務時間)

第2条 市の執務時間は、下呂市の休日を定める条例（平成16年下呂市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、執務時間を変更することができる。

(窓口受付時間)

第3条 市の窓口受付時間は、下呂市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、窓口受付時間を変更することができる。

(執務時間外の所掌事務の遂行)

第4条 第2条の規定は、市の執務時間外に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年12月1日から施行する。